

八潮市告示第182号

八潮市新庁舎総合管理業務委託公募型プロポーザルの実施について

八潮市新庁舎総合管理業務委託について、公募型プロポーザル方式により受注者を公募するので、次のとおり公告する。

令和5年4月3日

八潮市長 大山 忍

1 業務の概要

(1) 業務名称

八潮市新庁舎総合管理業務委託

(2) 業務内容

八潮市新庁舎総合管理業務委託のほか、詳細については特記仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(4) 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たす単体又は複数の事業者により構成される共同企業体（JV）とする。

- ① 参加表明書等の受付日までに「令和5・6年度八潮市競争入札参加資格者名簿（物品等）」のうち、「建物総合管理」「建物警備」「建物清掃」「建物設備機器管理」いずれかの登録があり、埼玉県内に本店又は営業所を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しないこと。
- ③ 公告の日から契約締結の日までの期間において、八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準に基づく指名停止措置又は八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- ④ 過去10年以内（平成25年度～令和4年）に、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（以下、「ビル管理法」という。）に規定する建築物環境衛生管理技術者の選任が必要で、かつ関東地方（埼玉県、

茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県）内の官公庁施設（国、地方公共団体の延床面積8,000 m²以上）の総合管理業務又は包括管理業務を元請けとして業務を完了した実績があること。なお、現在履行中の契約については本プロポーザル公告日時点において履行期間が1年を経過しているものについては実績とみなす。

- ⑤ ビル管理法第12条の2第1項第1号から第7号までに規定する事業の全て又は第8号に規定する事業の登録を受けている者であって、建築物環境衛生管理技術者を雇用していること。
- ⑥ 本事業の遂行に必要な資格を有するもので構成し、又は関連会社・協力会社を含めて必要な資格等を網羅し、一連の業務を確実に遂行できる者であること。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑨ 事業者、事業者の役員又は従業員（以下「事業関係者」という。）が過去から現在に至るまで暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び八潮市暴力団排除条例（平成25年条例第8号）第2条に規定する暴力団をいう。）、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）でなく、事業関係者が反社会勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際したり維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- ⑩ 法人税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑪ J Vを構成する場合、その構成員は3社以内とし、構成員全てが上記①から③までに掲げる要件を全て満たしていること。
- ⑫ J Vは構成員内で協議の上、代表構成員を定めること。代表構成員は、その出資比率が全体の過半を占め、全体の意思決定、管理運営等の全ての責任を負い、上記①から③に掲げる要件を満たし、かつ、④の実績を有すること。
- ⑬ J Vの構成員は、単体又は他のJ Vの構成員として、本公募型プロポーザルに重複して参加していないこと。

※④の総合管理業務とは、同一敷地内で一体となっている建物について、電気・機械等の設備管理、警備、清掃、衛生管理等の業務を一体的に管理し建物を長期的に維持できるよう複数年にわたり管理すること。また、包括管理業務とは、総合管理業務を複数の施設で実施し全ての施設を包括的に管理するこ

と。

2 審査基準

(1) 参加表明書等による審査（一次審査）基準

参加表明書の提出が5者を超えた場合、参加表明書と共に提出された様式3(2/3)業務実績届に記載された建物総合管理及び包括管理の実績及び様式3(3/3)配置予定統括責任者の実務実績を基に一次審査を行い二次審査への参加者数の調整を行う。

◆5者を超えない場合は一次審査を行わない。

(2) 企画提案書等による審査（二次審査）基準

① 業務実績

業務実績に基づき算定式により評価する。

② 配置予定統括責任者の実務実績

配置予定の統括責任者の実務実績に基づき算定式により評価する。

③ 不具合や火災または災害発生時の対応策

突発的な事態への対応策が実現可能なものとなっているかを視点に評価する。

④ 市内業者の活用等に関する取組

市内業者の活用や市内での雇用確保に関する考え方について評価する。

⑤ 公共施設の段階的な包括管理実施に関する考え方

当市の特性を把握、理解したうえで、庁舎の総合管理から包括管理に移行する際の庁内理解の進め方について評価する。

⑥ その他独自の提案事項

独自の提案が当市の特性を理解したものとなっているか評価する。

⑦ 価格提案

3 手続き等

(1) 担当課

八潮市 企画財政部 公共施設整備課

〒340-8588

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

TEL：048-996-2111（代表：内線845）

048-951-2334（直通）

FAX：048-995-7367

E-mail：chosha-seibi@city.yashio.lg.jp

(2) プロポーザル実施要領等の配布期間、場所及び方法

① 配布期間

令和5年4月3日（月）から令和5年4月10日（水）まで。

② 配布場所

実施要領等は、八潮市ホームページからダウンロードにより配布する。

(3) 参加表明書等の受付期間、提出場所及び提出方法

① 受付期間：令和5年4月10日（月）から令和5年4月14日（金）16時まで
（受付期間中各日の受付時間は9時～16時までとする。）

② 提出場所：上記（1）担当課に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送（郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着のこと）。

(4) 企画提案書等の受付期間、提出場所及び提出方法

① 受付期間：令和5年5月8日（月）から令和5年5月12日（金）16時まで
（受付期間中各日の受付時間は9時～16時までとする。）

② 提出場所：上記（1）担当課に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送（郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着のこと）。

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：3（1）担当課に同じ。

(3) 二次審査は、企画提案書等による審査並びに公開によるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(4) 詳細は、「八潮市新庁舎総合管理業務委託公募型プロポーザル実施要領」による。